

令和5年12月1日

一般社団法人 日本口腔腫瘍学会  
理事長 太田 嘉英

## 歯科口腔外科医による口腔がんアルミノックス治療(光免疫療法)の実施に向けて

歯科口腔外科医における口腔がんアルミノックス治療の実施にあたり、医師要件、施設要件、その他留意事項を下記のとおり定める。

### 記

#### (1) 施設要件

- ① 次のいずれかに該当する日本口腔腫瘍学会に認定された指定研修施設であること
  - ・ 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等(都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療 病院など)
  - ・ 特定機能病院
  - ・ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院(がん診療連携指定病院、がん診療連携 協力病院、がん診療連携推進病院など)
  - ・ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来 腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設
  - ・ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設
- ② 常勤の口腔がん専門医がいること
- ③ 本治療の歯科医師要件を満たす常勤歯科医師がいること
- ④ 「頭頸部がん診療連携プログラム(日本臨床腫瘍学会)」における連携協力医師、ならびに耳鼻咽喉科専門医との連携が組めること
- ⑤ 常勤麻酔医が1名以上在籍すること
- ⑥ 緊急手術の実施体制を有すること
- ⑦ 医療機器の保守管理体制を有すること
- ⑧ 医療安全管理委員会を有すること
- ⑨ 耳鼻咽喉科専門医が1名以上在籍 すること

#### (2) 歯科医師要件

- ① 口腔がん専門医であること
- ② 本治療に関する講習会を受講・修了していること
- ③ 抗体薬を含むがん化学療法の使用経験を有すること。なお、本剤による治療においては副作用等の全身的管理を要するため、患者の治療に当たる歯科医師は、頭頸部癌の化学療法及び副作用発現時の対応に十分な知識と経験を持つ医師との緊密な連携のもとに診療すること

- ④ 楽天メディカル担当者と定期的にコミュニケーションがとれること
- ⑤ 本治療の安全対策に協力できること

### (3) その他留意事項

- 口腔癌がんアルミノックス治療にかかわる指導医の要件は以下のとおり。なお、下記指導医の要件は、治療の普及とともに適宜見直しを行うこととする
  - 本治療の医師要件をすべて満たすこと
  - 複数例の本治療の実施経験があり、本治療の施術者に対して適切な指示が出せること
  - 術中に起こりうる合併症及びトラブルに対する十分な知識と判断の能力を有すること
- 口腔がんアルミノックス治療実施にあたっては、各施設において耳鼻咽喉科専門医と連携し、当該医師に事前に治療の実施について情報を共有すること。また、舌腫脹及び喉頭浮腫等の有害事象が発生した際は、必要に応じて連携の上、その対応にあたること

以上